



2022年8月31日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 信 義
(コ ー ド	8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場)
問 い 合 わ せ 先	執 行 役 員 経 理 部 長 小 田 克 幸
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

タイにおける進展は、以下のとおりです。

-GLは、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）がGLに対して、転換社債契約を無効とし、会社更生の申立てを行うなど、不当、違法な行為を行ったとして、Jトラストアジアに対し、GLが被った損害880百万タイバーツ（約33億円 1タイバーツ=3.8円にて換算）の賠償を求める訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しておりました。本件訴訟については、2021年3月9日付の当社適時開示『（開示事項の経過）当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について』でお知らせしておりますとおり、GLの請求を全面的に棄却する旨の控訴審判決が言い渡されております。しかしながら、GLは、当該控訴審判決を不服として上告受理の申立てを行っており、最高裁判所は、2022年8月31日付でGLの上告を受理すると決定しておりますが、Jトラストアジアといたしましては、同社による権利行使が適法であったと判断した控訴審判決は妥当であると考えており、最高裁判所による審理においても、引き続き同社の主張が認められるよう尽力して参ります。

-また、GLは、別途、本件訴訟と同様、GLに対して行った会社更生の申立て等が不当、違法であるとして、Jトラストアジア及び同社の取締役らに対して、破産裁判所に刑事事件を提起しておりましたが、破産裁判所は、Jトラストアジアらは、何ら不当、違法な行為は行っていないとして、2022年8月9日付でかかるGLの訴えを棄却する判決を言い渡しております。

当社グループといたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、当社及びステークホルダーの利益の最大化に向けて、回収に最大限努めてまいります。

以 上